

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 ひたちなか市 (都道府県: 茨城県)

本事業の担当部局名 企画調整課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)							
個別事業名	ひたちなか市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,440,000 7,200,000				円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 ひたちなか市の令和3年度における合計特殊出生率は「1.43」と、国や県の数値を上回る数値ではあるものの、出生数の減少等の理由によって、総人口は平成24年をピークに横ばいからやや減少に転じている。 そのような中、令和3年3月に策定の「ひたちなか市第3次総合計画後期基本計画(第2期ひたちなか市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」においては、令和7年における総人口15万人の維持を最大目標とし、人口減少抑制や地方創生への取組を一層強化することとしており、人口減少を抑制し活力ある発展を成し遂げるため、①産業の活性化と雇用の創出、②つながりを築き、新しい人の流れをつくる、③結婚・出産・子育てへの支援、④時代にあった地域づくりの基本方針に基づき事業を推進している。 事業実施にあたり行っている、アンケートの結果等から結婚に際し、経済的な不安を抱える方が多いということが分かっており、そういった層に支援を行うことが必要である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 昨年度に引き続き、結婚新生活支援事業を実施することで、経済的不安を抱える層に対して補助を行う。 ＜本個別事業の位置付け＞ 本事業による補助を実施することで、経済的不安から結婚に踏み切れない層を支援するもの。</p>							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input type="radio"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	自治体独自基準の場合				
	・年齢要件	<input type="radio"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	自治体独自基準の場合				
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input type="radio"/>	各費用に係る合計が60万円	自治体独自基準の場合	各費用に係る合計が30万円			
	39歳以下の場合	<input type="radio"/>	各費用に係る合計が30万円	自治体独自基準の場合				
	【対象費目】							
	<input type="radio"/>	家賃	<input type="radio"/>	住宅購入費用	<input type="radio"/>	リフォーム費用	<input type="radio"/>	引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有							
【その他独自要件】								
2. 申請見込								
①新規世帯見込	40		世帯	②継続世帯見込	0		世帯	
上記のうち	ともに29歳以下	28	世帯	その他	12	世帯		
【世帯数積算根拠】								
件数については、令和3年度及び令和4年度における等事業の支給実績や相談件数から算出。(参考)								
【令和5年度申請状況】								
実施中								
申請世帯数見込 44 世帯								
～12月(実績) 17 世帯								
1月～3月(見込) 27 世帯								

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	28	世帯 ×	300,000 円 =	8,400,000 円	下記のとおりに積算 補助額計=7,440 7,200千円 40件(支給見込世帯数) × 18万円(補助平均見込額) = 7,200千円 ※本市の実績を勘案し、補助平均見込額を18万円とする。 継続補助=240千円(2世帯) 補助申請額=7,440 7,200千円 × 1/2(補助率) = 3,720 3,600千円
(その他)	12	世帯 ×	300,000 円 =	3,600,000 円	
			(継続補助)	240,000 円	

3. 広報の実施予定

周知用のチラシ等を作成し、婚姻届けを提出に来た方々に配布するとともに、公共施設等で配布する。また、市報や市・県ホームページでの広報を行う。

		KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通		合計特殊出生率の上昇	%	1.62 (令和7年)	1.43
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通		項目	単位	直近の実績	
		合計特殊出生率		1.43	
		婚姻件数	件	602(令和4年1月～令和4年12月累計)	
		婚姻率		3.9(令和4年婚姻件数/令和4年10月現在人口*1,000)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6		KPI項目	単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	38.6 (R6.1.18時点)
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	60	64.7 (R6.1.18時点)	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	75	82.4 (R6.1.18時点)	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	茨城県の公共施設等でのチラシ配布や県ホームページでの広報を依頼する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産事業者や結婚式場等の本事業に関係する事業者に対し、チラシ配布等の協力を依頼し、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)
 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。